

「ふれあいインターネット農園」の利用規程

（農園利用者）

「ふれあいインターネット農園」開設の趣旨を踏まえ、農園利用者（以下利用者という）は、原則として、東京及び大阪周辺の都市圏に居住する方とします。

（農園の規模）

1区画当たりの面積は、30㎡～35㎡です。

お一人様1区画の利用に限ります。

料金は、年間5,000円です。



（利用期間）

農園の利用は1年を単位としますが、同一区画を継続して利用することも可能です。

（栽培作物）

栽培する作物は、財団が作成する作物リストの中から利用者が選択することができます。



（栽培管理）

作物栽培のために必要な管理作業は財団が行い、その費用（通常使用する肥料・薬剤代金を含む）は財団が負担します。なお、自然災害などにより発生した作物被害は、財団はその責を負わないものとします。

（交流施設）

利用者が農園を訪れた場合に利用していただくため、交流施設を設置します。

交流施設の利用は、利用者及びその家族などに限ります。

宿泊は1日1家族とし、月1回1週間を限度に利用することができます。



（収穫物）

収穫物は、原則としてすべて利用者に帰属することとしますが、

詳細については農園の利用契約の中で定めます。収穫物の利用者宅への配送は、年3回まで無料で行います。



（利用の手続き）

農園の利用を希望する方は、農園利用申込書に必要事項を記入の上、提出ください。

内容を確認した後、農園利用契約書及び利用料金振込書を送付しますので、契約書の提出及びご入金をお願いします。

申込みの順番に受付し、区画が満杯になった時点で終了します。

